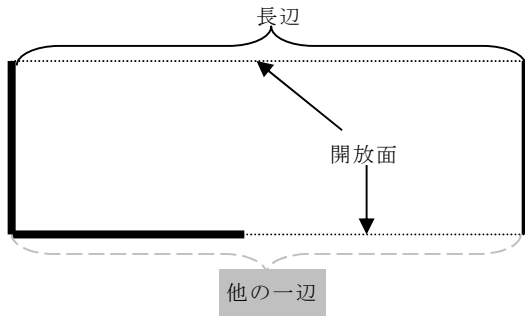


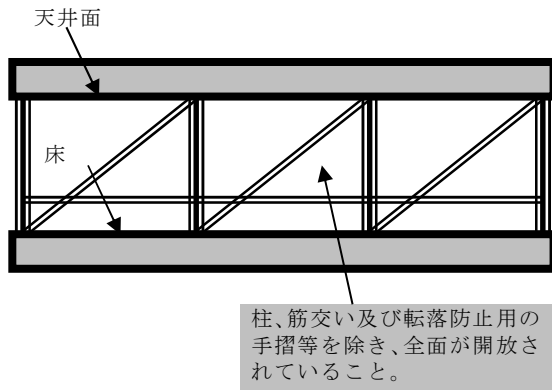
● 1 火災の際に著しく煙の充満する場所以外の場所

火災の際に著しく煙の充満する場所以外の場所については、平成9年1月16日新消指第1390号消防局予防課長通知（以下「1390号通知」という。）によるほか、次によること。ただし、防火対象物の形状等によっては、典型的に判断できないこともあるので、事前に十分な協議を行っておくこと。

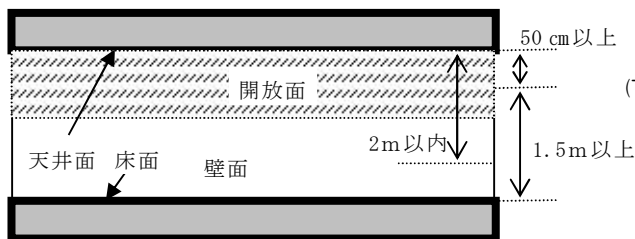
- (1) 開口部のある部分は、他の建築物及び工作物並びに隣地境界から有効で1m以上の離隔距離があること。ただし、道路、線路、河川及び公共の公園等のうち継続して開放性に影響を与えないと合理的に判断される部分に面する場合は、この限りでない。☆
- (2) 1390号通知1(2)ア(7)の「他の一辺」とは、次の部分をいう。★



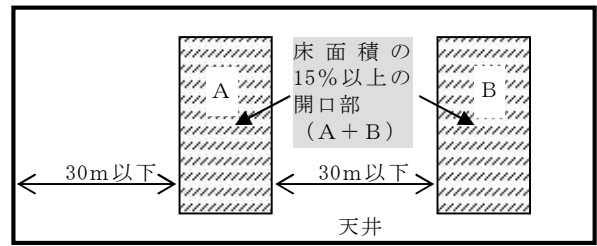
- (3) 1390号通知1(2)ア(7)の「常時外気に開放されている部分」とは、床面と天井の間の全面が開放されているものであること。ただし、構造的に必要な柱、筋交い及び転落防止用の手摺等があっても支障ないものであること。☆



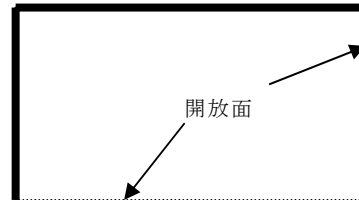
- (4) 1390号通知1(2)ア(4)の「四辺の上部50cm以上の部分」とは、天井面から2m以内、かつ、床面から1.5m以上の高さにある開口部の部分が50cm以上であること。☆



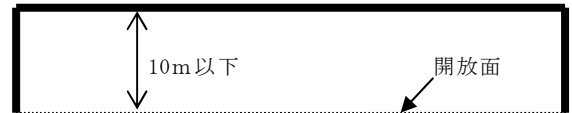
- (5) 1390号通知1(2)イの「開口部が著しく偏在する場合」とは、開口部の大きさによって一概に決められないが、開口部以外の部分の長さが最大でも30mを超えないこと。  
なお、この場合の床面積とは、特殊消火設備が必要となる部分の水平投影面積をいう。



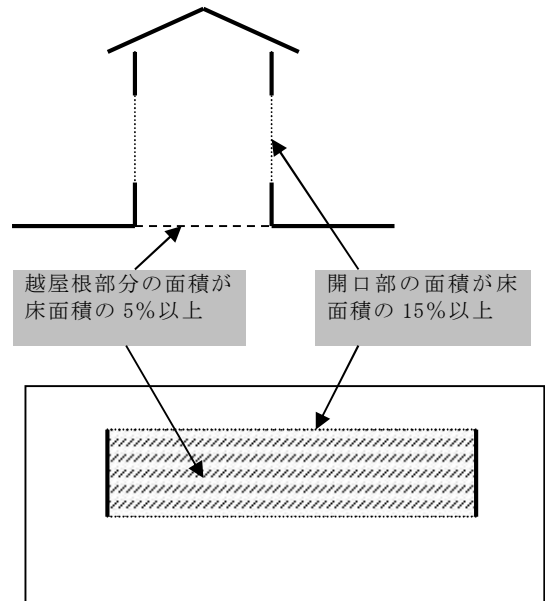
- (6) 1390号通知1(2)の規定によるほか、次によるものも該当すること。  
ア 全周の1/2以上が常時開放している場合  
☆



- イ 前面が開放されている部分の奥行きが10m以下の場合



- ウ 排煙上有効な越屋根(越屋根部分の水平投影面積が床面積に対して5%以上あり、かつ、著しく偏在しないもの)を有するもので、開口部分の面積が床面積の15%以上あるもの



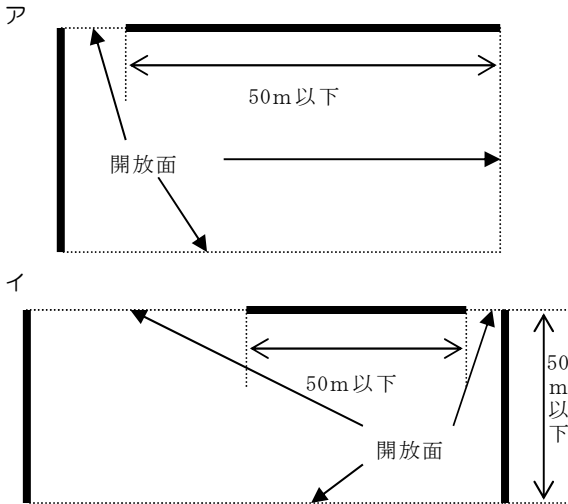
- (7) 地上階にある防護区画で、煙感知器による連動及び当該防火区画外からの手動又は遠隔操作により、感知器の作動又は起動操作から1分以内に開放できる部分（内部区画〈建築基準法等〉のためのシャッター等〈開放装置付き等〉ではなく、外気に面する部分に開放される部分をいう。）は、上記各号の開放面とすることができる。なお、それらの開放動作（操作部分も含む。）に電気を使用するものにあつては、非常電源を設けること。  
☆ ◇(7)平成21年8月改訂

- (8) 上記(2)及び(6)、アにおいては、次の例のように原則として非開放部分の長さが50mを超えないこととし、50mを超える場合には、50m以下

## ◇ 特殊消火設備

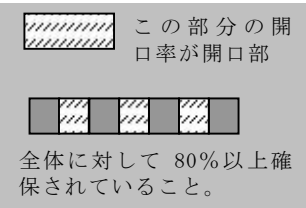
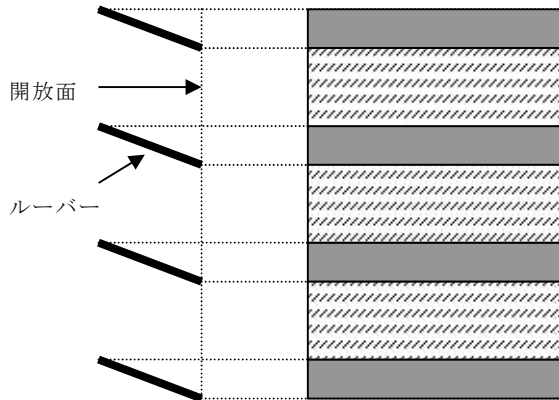
ごとに常時外気に直接開放された部分（開放面）を1m以上設けること。

◇(8)平成21年8月改訂



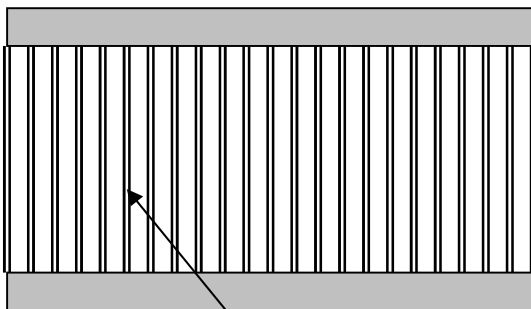
(9) 上記各号の開放面に金網、ルーバーを設ける場合は、次によること。

ア 開口率は、投影面積の80%以上とすること。

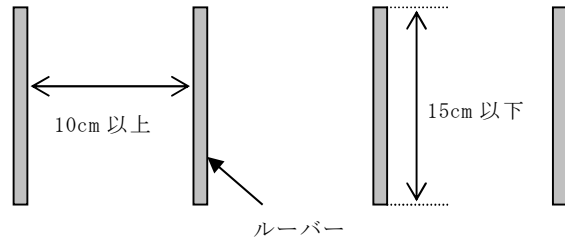


イ ルーバー等にあつては、幅15cm以下であること。

ウ 幅5cm以上のルーバーにあつては、垂直方向にのみ使用できるものであり、かつ、ルーバー相互の距離を10cm以上確保すること。ただし、着雪による換気障害が発生しない措置又は場所に設けるものは、この限りでない。



ルーバーの幅が5cm以上のものは、垂直方向にのみ使用できる。



### ●2 特殊消火設備の算定面積

(1) 「駐車のために供される部分」の面積には駐車スペースに面する車両通路も含まれるものであること。(カーリフト部分は除く。) ★

◇(1)平成25年1月1日追加

(2) 屋上駐車場部分の床面積の算定は、次によること。

ア 屋上部分の駐車に供する部分は、車路を含むこと。★

イ 屋上駐車場に至る開放された外部車路(以下「外部車路」という。)は、屋上駐車場の床面積に含まれないこと。★

ウ 上記(2)の外部車路の部分には、消防用設備等の規制は及ばないものであるが、努めて移动式粉末消火設備の設置を指導すること。

(3) 「自動車の修理又は整備のために供される部分」には塗装場及び連続して接する車路も含まれるものであること。ただし、次の例により防火上有効に区画された塗装場部分は除かれる。★

ア 区画界壁は耐火構造である。

イ 床、壁及び天井の仕上げが不燃材料でされている。

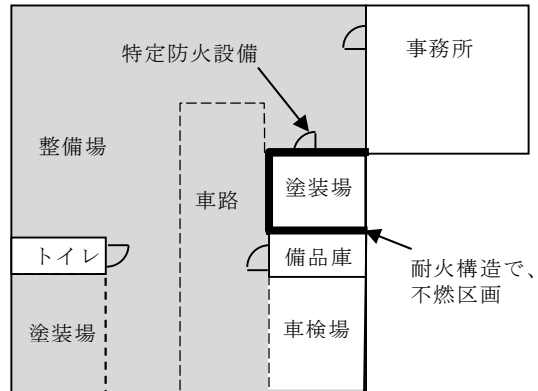
ウ 開口部は、常時閉鎖の特定防火設備である。

エ 100mmφ以上の換気口はFD付きである。

オ 配管等の区画貫通部分は次のいずれかにより防火上有効に防火区画されている。

(ア) 不燃材で埋め戻されている。  
(イ) 国土交通大臣認定の貫通キットで区画処理されている。

なお、修理又は整備を行わない車検場部分は自動車の修理又は整備のために供される部分には該当しない。

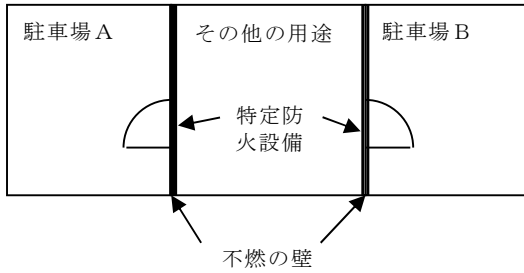


自動車の修理又は整備のために供する部分

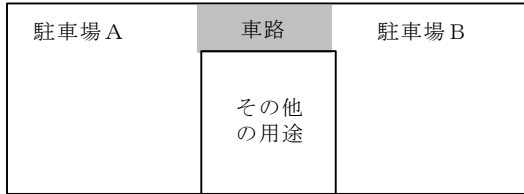
◇(3)平成26年1月1日追加

(4) 「駐車のために供する部分」若しくは「自動車の修理又は整備のために供される部分」が複数あつても、その部分の床、壁及び天井の下地を含めた仕上げを不燃材料又は耐火構造とし、かつ、その他の用途部分とを隔てる壁の開口部を◇加圧送水装置●1(3)の規定による防火措置とした壁(以下この項において「不燃の壁」という。)とすることにより、それぞれが防火上有効に区画されている場合は、その部分ごとに判定する

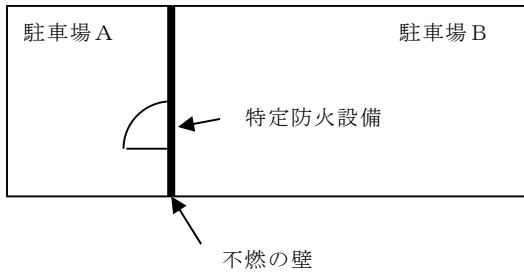
こと。 ☆



A、Bは別々に判定



A、Bは合算して判定



A、Bは合算して判定

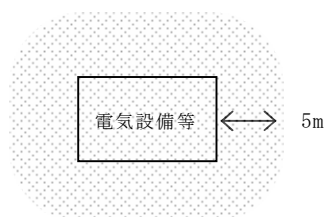
◇(3)平成 25 年 1 月 1 日追加  
 ◇(3)図平成 26 年 1 月 1 日一部追加  
 (5) 相互に 6m以上の離隔を有しない機械式駐車装置は、不燃の壁で防火上有効に区画されている場合を除き、一つの機械式駐車装置として面積算定をすること。

◇(4)平成 25 年 1 月 1 日追加  
 (6) 電気設備及び多量の火気を使用する部分（以下この号において「電気設備等」という。）の面積は次の例によること。 ★

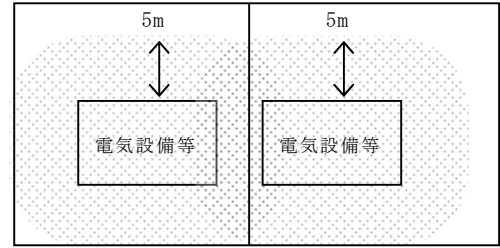
※1 :対象面積部分

※2 「不燃区画」は、◇加圧送水装置●1による区画をいう。

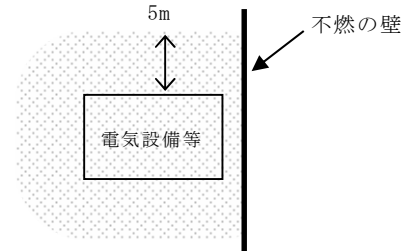
ア 屋外、屋上又は周囲に 5m 以上の離隔を有する屋内の場合



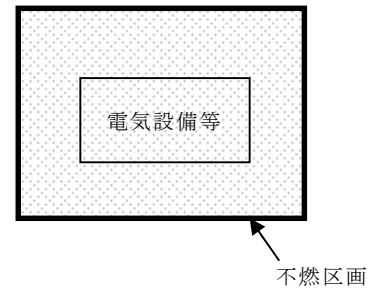
イ 一般屋内の場合



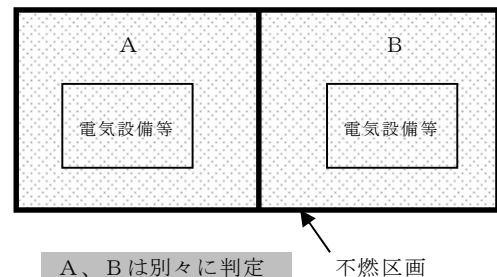
ウ 不燃の壁がある場合



エ 不燃区画された屋内の場合

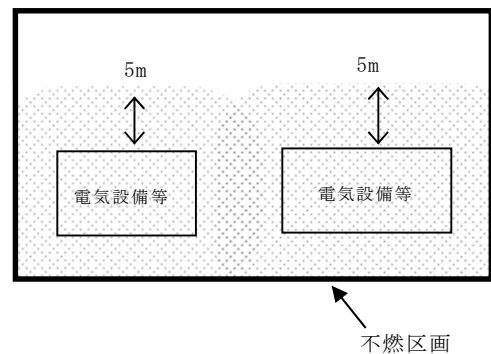


オ 不燃区画が隣接する場合



A、Bは別々に判定

カ 不燃区画された屋内で、一部に 5m 以上の離隔がある場合



キ 電気設備等は隣接（前記イ参照）していない限り、それぞれの部分ごとに判定すること。

★

◇(5)平成 25 年 1 月 1 日追加  
 (7) 通信機器室とは自動又は手動により信号の送受を行うための機器類が設置されている室をい

## ◇ 特殊消火設備

い、通信事業者等による次のものが該当するが、電算機室は含まれないものであること。★

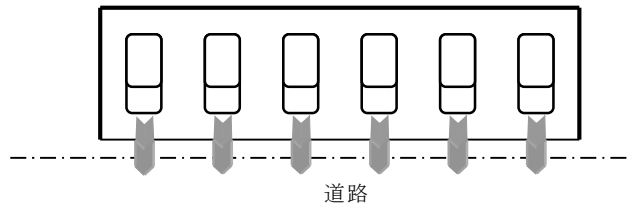
- ア 電話通信機器室：電話通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）及びケーブル室をいう。
- イ 電報通信機器室：電報通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）及びケーブル室をいう。
- ウ 無線通信機器室：無線通信を行うための機器を設置する室（付随する冷却用換気機械室、調和機室、前室を含む。）をいう。
- エ 搬送通信機器室：搬送通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）をいう。
- オ データ通信機器室：データ通信及び料金計算を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室、計算機調整室を含む。）及びケーブル室をいう。

◇(7)平成 26 年 1 月 1 日追加

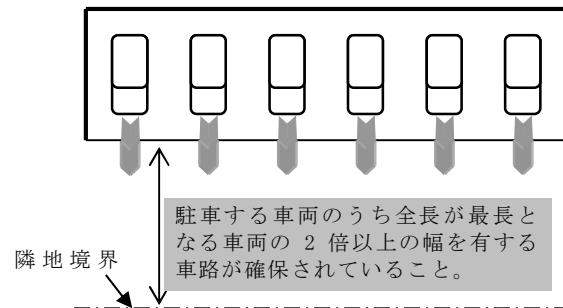
### ● 3 同時に屋外に出ることができる構造

令第 13 条第 1 項の表中「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、次の例をいう。

(1) 前面が道路である場合 ☆

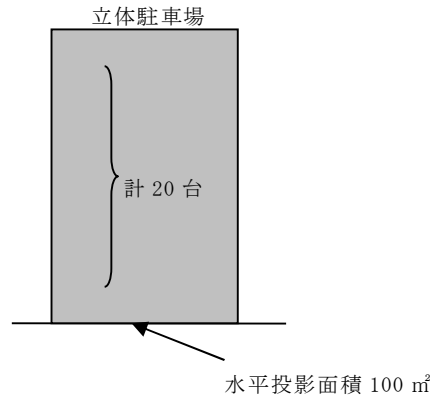


(2) 前面が十分に広い車路である場合



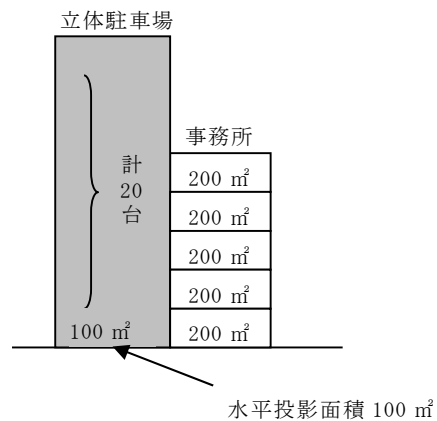
(3) 車両の出入口にシャッター等を設ける場合は、煙感知器の作動により自動で開放されるものであること。又、その開放に電気を使用するものにあつては、蓄電池等の非常電源を設けること。

◇(3)平成 24 年 1 月 1 日追加



2 併設棟の場合

	階数	床面積	延面積
建築基準法上	5	500 m <sup>2</sup> (20 台 × 15 m <sup>2</sup> + 200 m <sup>2</sup> )	1,300 m <sup>2</sup> (20 台 × 15 m <sup>2</sup> + 1,000 m <sup>2</sup> )
消防法上	5	300 m <sup>2</sup> (100 m <sup>2</sup> + 200 m <sup>2</sup> )	1,100 m <sup>2</sup> (100 m <sup>2</sup> + 1,000 m <sup>2</sup> )



- 備考 1 検査済証の面積は建築基準法上の面積とし、検査復命書において消防法上の概要を記載する。
- 2 消防用設備等の着工届出及び設置届出の面積は、消防法上の面積とする。

### ○ 1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫並びに機械式駐車装置による立体式自動車車庫の取扱いについて ☆

平成 9 年 1 月 16 日新消指第 1390 号  
消防局予防課長

このことについては「1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫並びに機械式駐車装置による立体式自動車車庫の取扱いについて」（平成 6 年 7 月 8 日付新消指第 379 号予防課長通知）により指導してきたところですが、今般「1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置の取扱いの一部改正について」（平成 8 年 10 月 28 日付消第 4434 号新潟県環境生活部長通知）を受けて、自走式及び機械式駐車装置による立体式自動車車庫の取扱いを下記のとおり改正したので通知します。

記

- 1 1 層 2 段及び 2 層 3 段の自走式自動車車庫
- (1) 適用の範囲  
建築基準法第 38 条及び第 67 条の 2 の規定に基づき、建設大臣の認定を受けた 1 層 2 段及び

## ◆ 通知

### ○ 立体駐車場の面積算定について

平成 8 年 4 月 1 日

1 独立棟の場合

	階数	床面積	延面積
建築基準法上	1	300 m <sup>2</sup> (20 台 × 15 m <sup>2</sup> )	300 m <sup>2</sup> (20 台 × 15 m <sup>2</sup> )
消防法上	1	100 m <sup>2</sup> (壁、柱の中心線による水平投影面積)	100 m <sup>2</sup> (壁、柱の中心線による水平投影面積)

- 2層3段の自走式自動車車庫
- (2) 消火設備の設置について  
消防法施行令（以下「令」という。）第13条第1項の規定により、1階が500㎡以上のもの2階が200㎡以上のもの又は屋上部分が300㎡以上のものには、当該部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置すること。この場合において、自走式自動車車庫の階ごとに次のア若しくはイ又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、移動式の消火設備とすることができる。
- ア 壁面について、次の(ア)又は(イ)に該当すること。
- (ア) 長辺の一边について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。
- (イ) 四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。
- イ 天井部分（二階の床を兼ねるものを含む。以下同じ。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式自動車車庫の床面積の合計の15%以上確保されていること（開口部が著しく偏在する場合を除く。）。
- (3) 自動火災報知設備の設置について  
令第21条第1項第4号の規定により、延べ面積が500㎡以上のものには自動火災報知設備を設置すること。この場合において、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分及び車路の部分（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分に限る。）については消防法施行規則第23条第4項第1号口に規定される「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器の設置を免除することができる。
- また、自走式自動車車庫の階ごとに次のア若しくはイ又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常警報設備及び管理人等の常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に、火災通報装置又は電話を設置することを条件として、令32条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除することができる。
- ア エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。
- イ 壁面について、前(2)ア(3)又は(4)に該当するものであり、かつ、天井部分の開口部の面積（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分については、有効開口面積とする。）の合計が床面積の20%以上確保されていること。
- (4) 自走式駐車場のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置について  
自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置については(2)及び(3)の例により取り扱うこととする。
- 2 機械式駐車装置による立体式自動車車庫
- (1) 適用の範囲  
令第13条第1項に規定される、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、収容台数が10以上のもので、次の各号に該当するもの。
- ア 上屋及び外壁を設けない構造であること。
- イ 高さが概ね8m以下のものであること。
- (2) 床面積の算定  
階としての認識が可能なものは、その面積によるものとし、床としての認識が困難なものは、自動車1台につき15㎡とみなし、算定した数値

を床面積とする。

- (3) 消防用設備等の設置単位  
次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ別の防火対象物とみなす。
- ア 機械式駐車装置の相互間が、6m以上の距離を有しているもの。
- イ 機械式駐車装置の相互間に、防火上有効な隔壁（不燃材料以上のものとする。）が設けられているもの。
- (4) 消火設備の設置について  
令第13条第1項の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置をするが、火災のとき煙が著しく充満するおそれがない場合は、移動式の消火設備とすることができる。
- (5) 自動火災報知設備の設置について  
令第21条第1項第4号の規定により、自動火災報知設備の設置を要するもので、火災のとき煙が著しく充満するおそれがない場合は、管理人室等の常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目につきやすい場所に、火災通報装置又は電話を設置することを条件として、令32条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除することができる。
- (6) 登はんはしご等の設置について  
火災のとき消火活動が容易に行えるよう、3段以上の各段には登はんはしご及び消火足場を消火活動上有効な位置に設置すること。
- 3 その他
- (1) 今回の改正による取扱いは、平成9年1月20日から運用するものとする。
- (2) この通知の施行の際、現に存するものについては当該通知にかかわらず、なお従前の取扱いによるものとする。
- (3) 「1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫並びに機械式駐車装置による立体式自動車車庫の取扱いについて」（平成6年7月8日付新消指第379号予防課長通知）は廃止する。

### ○ 多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置についての一部改正について ★

平成21年5月1日新消設第16号  
消防局設備保安課長

このことについて、一層二段及び二層三段等多段式の自走式自動車車庫の消防用設備等の設置に係る取扱いについては、「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成3年5月7日付け消防予第84号）、「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成6年6月16日付け消防予第154号）及び「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成12年1月7日付け消防予第3号）を受け、「1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫並びに機械式駐車装置による立体式自動車車庫の取扱いについて」（平成9年1月16日付け新消指第1390号）により（以下上記消防庁発出の3通知及び前記新消指第1390号を「84号通知等」という。）、また、「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成18年3月17日付け消防予第110号。以下「110号通知」という。）を受け「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成19年3月28日付け新消指第2138号）により指導しているところですが、このたび新たに当該自走式自動車車庫と店舗等の用途が同一棟に混在するものも国土交通大臣の認定を受け、110号通知の一部改正がなされたことから、下記のとおり改正したので通知します。

記

- 1 消火設備の設置について  
次の(1)から(4)の全ての基準に適合する多段式

## ◇ 特殊消火設備

の自走式自動車車庫（1階から最上階及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、車室等に駐車する場合の移動を、自動車を運転させることにより行う自動車車庫をいう。）にあっては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備設置する場合にあっては、移動式の消火設備とすることができること。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次の(1)から(4)の基準にかかわらず、84号通知等の例によることができる。この場合、一層二段及び二層三段の自走式自動車車庫にあっては、「建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（平成14年11月14日付国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議。別紙参照。）により取り扱われている」とすること。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

なお、認定項目のうち「幅4.5m以上の車路」、「遮蔽板」及び「段差部に対する延焼防止壁」等については、次のアからウによること。

ア 「幅4.5m以上の車路」とは、各車室間の距離を言う。（別図1参照）

イ 遮蔽板については、幅を設置・支持する箇所、車止めの位置等により幅を変更し、高さは2mを超える等の場合は階高（はり等の下端から床面までの高さを含む。）を合わせて上げること。（別図1及び別図2参照）

ウ 連続傾床式又はフラット段差式の自走式自動車車庫（別図3参照）において段差部がある場合には、当該段差部周辺のうち、車路の中心線で囲まれた部分（別図4-①及び別図5参照）の各階の床面積（以下「段差部床面積」という。）に応じて、段差部（同一階の段差部を除く。以下このウにおいて同じ。）に次の措置が講じられていること。

(ア) 段差部床面積が1,500㎡未満の場合

段差部の離隔距離が0.5m未満の場合は、当該段差部の空間を延焼防止壁（厚さ30mm以上でALC又は厚さ0.8mm以上の鉄板等の不燃材料で造られた壁をいう。以下同じ。）で閉鎖し（別図4-②参照）、段差部の離隔距離が0.5m以上1m未満の場合は、当該段差部の床面に0.5m以上の延焼防止壁が設置してあること（別図4-③参照）。

(イ) 段差部床面積が1,500㎡以上の場合

段差部の離隔距離が1.5m未満の場合は、当該段差部の空間を延焼防止壁で閉鎖し（別図4-②参照）、段差部の離隔距離が1.5m以上2m未満の場合は、当該段差部の床面に0.5m以上の延焼防止壁が設置してあること（別図4-③参照）。

(2) 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。

ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部

は開口部とみなさないこと（別図5及び別図6参照）。

ア 常時外気に直接開放されていること。

イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。

ウ 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図7参照）。）が確保されていること（別図5参照）。

(3) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部は除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること（別図8参照）。

(4) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は1m以上とすること。

ただし、周囲の状況及び車室の位置（隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離をとる側の部分に車室が無い場合など）により支障が無いと認められる場合は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること。

なお、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線または同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

2 自動火災報知設備の設置について

上記1に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(2)に示す開口部から5m未満の範囲の部分は規則、第23条第4項第1号ロの「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器を設置しないことができること。

3 確認申請時等の添付書類

本通知に基づき移動式の消火設備とする対象物にあっては、確認申請に合わせて別記様式及び必要図面等を添付するとともに、外周部の開放性等の確認を行った計算式等も添付すること。

4 その他

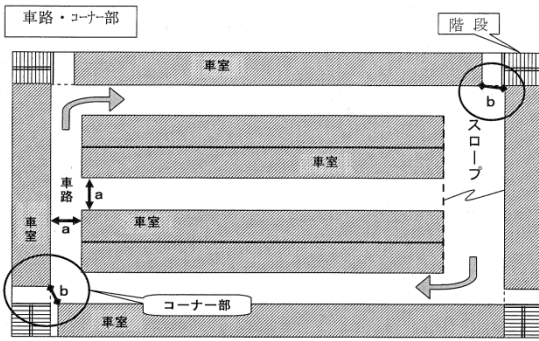
(1) 本通知による取扱いは、平成21年5月1日から運用する。

(2) 本通知運用の際、現に存するものについては当該通知にかかわらず、なお従前の取扱いによることとして差し支えないものとする。

(3) 本通知に該当しない多段式の自走式自動車車庫（国土交通大臣の認定を受けていないものをいう。）については、平成9年1月16日付け新消防第1390号（消防局予防課長通知）等により運用すること。

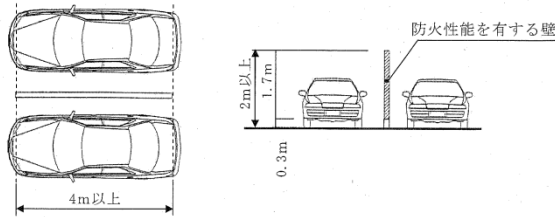
(4) 1(2)に該当する「外周部の開口部」に金網、ルーバー等を設ける場合は、「新潟市消防局消防用設備等運用指針」中の◇特殊消火設備●1火災の際に著しく煙の充満する場所以外の場所(9)を準用する。

(別図1)



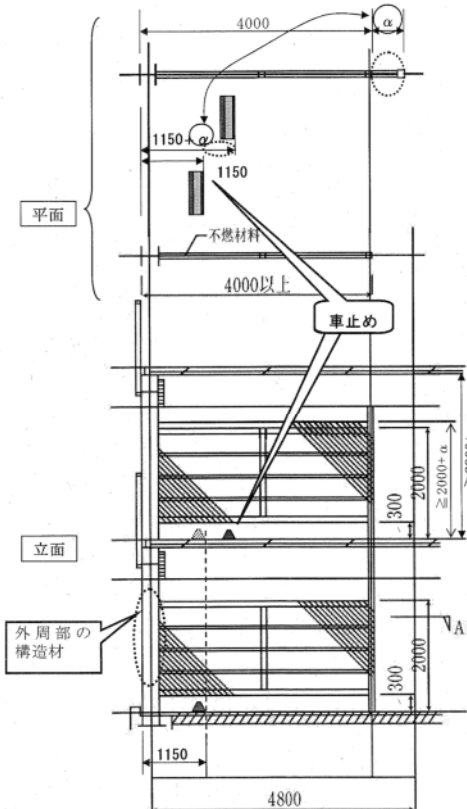
「幅4.5m以上の車路」  
 車室間の距離 (a) をいい、コーナー部については各車室間 (b) の部分間を指す。

遮蔽板



「遮蔽板」  
 幅：遮蔽板を車室外部の構造材に支持する場合、構造材から車止めの間が1.15m以内の場合は4m以上に、超える場合は超えた長さを4mに加算し、それ以上とする。(別図2参照) ただし、遮蔽板は出火車両からの延焼防止が目的であり、輻射熱で延焼することが実験により検証されていることから、車両室内及びタイヤの可燃物(車両前後のランプカバーを除く。)を遮るように上記図のとおり設置することを原則とする。  
 高さ：空気の流通の関係から2mを超える場合は階高(はり等の下端から床面までの高さを含む。)を合わせて上げること。また、「上部0.3m以上」とは床面から上部をいい、上記1700の部分(不燃材料で造る箇所)を指す。(排水や空気の流通の関係から0.3m未満、0.25m以上の隙間を設けること。)

(別図2)

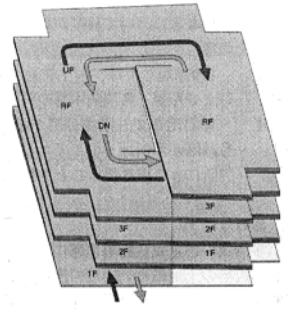


単位：mm

(別図3)

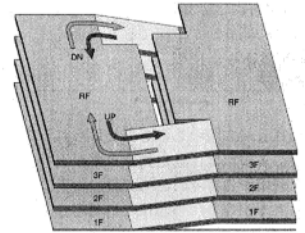
① 連続傾床式

駐車場全体の床が緩やかに傾斜しており、その床自体が車室とスロープを兼ねているもの。



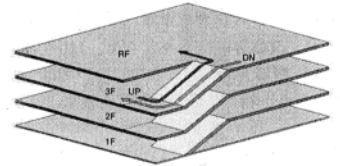
② フラット段差式(スキップ式)

駐車場の水平な床を互い違いに組み合わせたもので、半階ずつスキップするように昇降するもの。



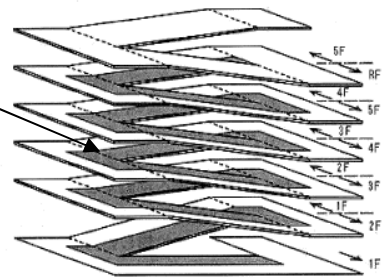
③ フラット式

車路と車室が水平で、専用のスロープが一部分を占めているもの。

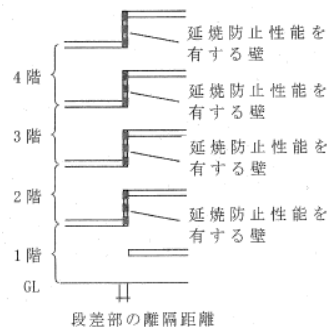


(別図4-①)

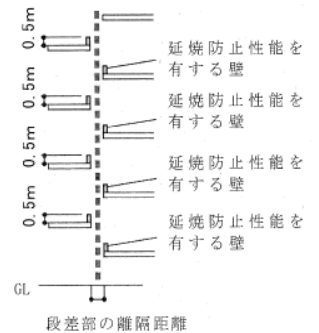
段差部と車路の中心線で囲まれた部分



(別図4-②)

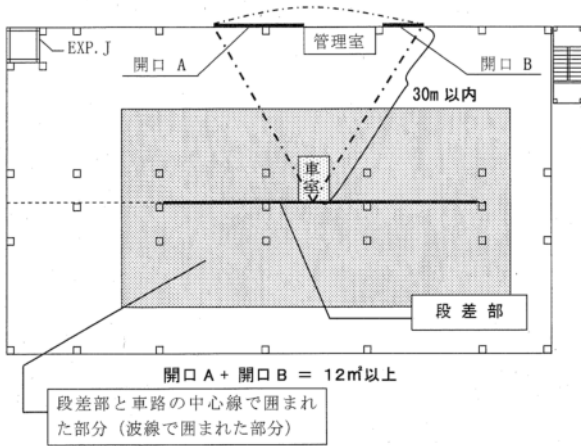


(別図4-③)

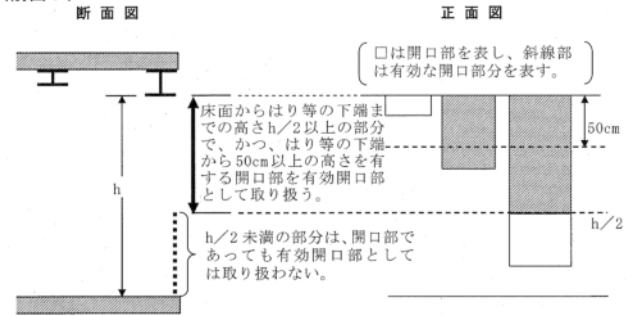


# ◇ 特殊消火設備

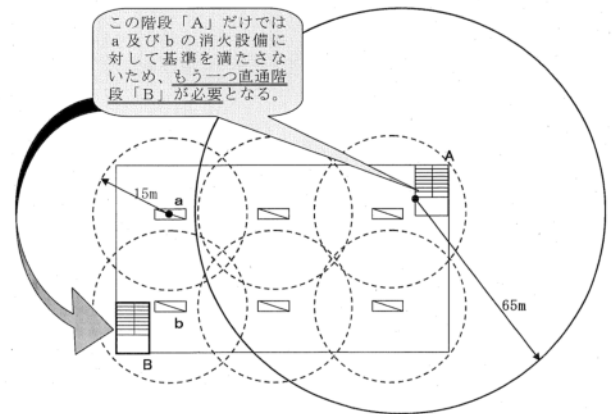
(別図 5)



(別図 7)



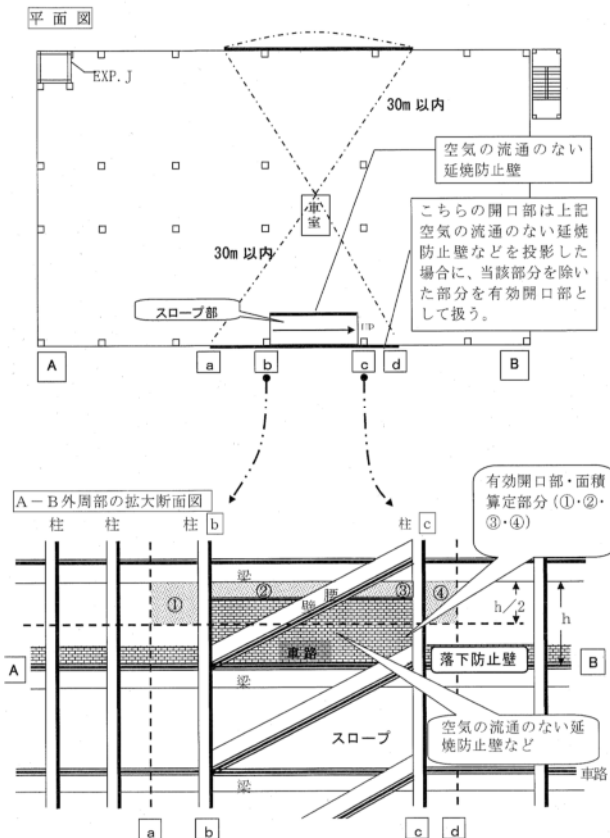
(別図 8)



別記様式

年月日

(別図 6)



## 多段式自走式自動車車庫基準適合審査表

対象物名称			
番号	適用条件等	図面番号	適合
1	建築基準法施行令 (第 108 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 4 項) に基づき国土交通大臣の認定を受けている。		
2	連続する車室の面積は、幅 4.5m 以上の車路、遮断板 (大きさ及び固定場所等の確認できる図面を添付すること。) 又は外部空間で囲まれた部分が 400 m <sup>2</sup> 以下とし、かつ、長辺の長さは 40m 以下である。		
3	連続積床式又はフラット段差式の自走式自動車車庫において段差部がある場合、段差部床面積に準じて、段差部に次の措置が講じられている。		
	段差部床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 未満、かつ、段差部の離隔距離 0.5m 未満 ・段差部の空間が延焼防止壁で閉鎖されている。		
	段差部床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 未満、かつ、段差部の離隔距離 0.5m 以上 1m 未満 ・段差部の床面に 0.5m 以上の延焼防止壁が設置されている。		
	段差部床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上、かつ、段差部の離隔距離 1.5m 未満 ・段差部の空間が延焼防止壁で閉鎖されている。		
4	段差部床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上、かつ、段差部の離隔距離 1.5m 以上 2m 未満 ・段差部の床面に 0.5m 以上の延焼防止壁が設置されている。		
	常時外気に開放されている。		
5	各階の外周開口部の面積合計は、当該階の床面積の 5% 以上、かつ、外周長さに 0.5m を乗じた値の面積以上である。		
6	車室の各部分から水平距離 30m 以内の外周部に 12 m <sup>2</sup> 以上の有効開口部が確保されている。		
7	直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置位置から、その一つの直通階段の出入口に至る水平距離が、65m 以内に設けられている。		
8	隣地境界線とは同一敷地内の他の建築物との距離 (以下「隣地境界線等との距離」という。) は 1m 以上である。		
	隣地境界線等との距離が 0.5m 以上、かつ、隣地側に車室が無いなど延焼の媒体が無く、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁 (1.5m 以上、以下「各階防火壁」という。) が設けられている。		
	5 層 6 段以上の自走式自動車車庫で、隣地境界線等との距離は 3m 以上である。		
	5 層 6 段以上の自走式自動車車庫で、隣地境界線等との距離は 2m 以上、かつ、各階防火壁が設けられている。		



別紙

平成14年11月14日  
国土交通省住宅局建築指導課  
日本建築行政会議

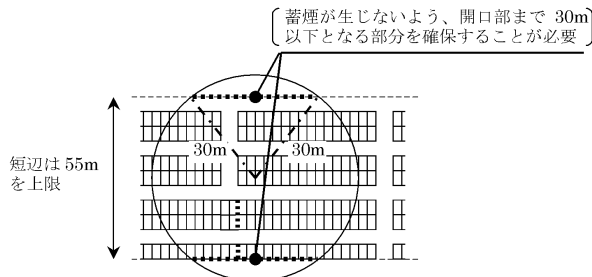
独立した自走式自動車車庫の取扱いについて

平成10年6月12日法律第100号による改正前の建築基準法第38条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成14年6月1日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取扱いを以下の通りといたします。

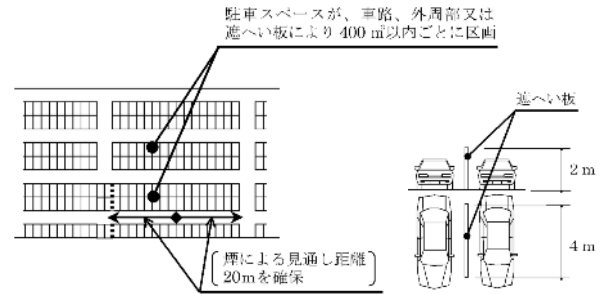
- 1 独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）の建築基準法における取扱いについて  
独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取扱いを以下の通りとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとします。

記

- (1) 法第26条及び第27条、建築基準法施行令第109条の3 について法第2条第九号の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第109条の3 第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積150㎡以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に50cm 以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ1.5m以上）を設けること。ただし、1m以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。



- (2) 法第61条について  
下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第61条第二号に該当するものとみなす。
  - ① 各階における外周部の上部50cm 以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の5%以上であること。
  - ② 短辺の長さを55m以内とすること。
- (3) 法第64条について  
開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。
- (4) 令第112条第1項について  
(2)の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫のうち、駐車スペースが、車路（幅3.5m以上）、外周部又は準不燃材料で造られた遮へい板（幅4m以上、高さ2m以上）により400㎡以内ごと（車路等の間隔は40m以内）に区画され、かつ階高が2.8m以下の場合には外周部に50cm以上の準不燃材料で造られたスパンドレル、庇、垂れ壁等が設けられたものについては、令第112条第1項第一号に該当するものとみなす。



- 2 独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）の建築基準法における取扱いについて  
独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）については、法第27条の規定により耐火建築物とすることが要求されておりますが、上記に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とします。その他の規定については、通常通りの取扱いとします。

■ Q & A  
(令第13条の取扱いについて)

◇平成28年4月1日削除

(令第32条の適用について)

平成4年12月17日消防予第249号「8」消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長あて回答

Q 消防法施行令第13条の規定により、水噴霧消火設備等を設置することとされている最大消費熱量の合計が30万キロカロリー毎時（350KW）以上の厨房室に、スプリンクラー設備を設置し、かつ、フード部分及び排気ダクト内部、レンジ部分並びにフライヤーに対して、それぞれ（財）日本消防設備安全センターの認定を受けたフード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用の簡易自動消火装置を設置した場合は、同令第32条の規定を適用し、水噴霧消火設備等を設置しないこととしてよろしいか。

A 厨房設備が液体燃料を使用しておらず、適正な維持管理を行う場合にあっては、お見込みのとおり。

※ 当市において、「令第32条」を適用する場合、上記簡易自動消火装置のほか、当該場所に設置のスプリンクラーヘッドの水平距離を1.9m以下とすること。